

(平成22年3月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から54年3月まで

私は、社会保険事務所(当時)に自分の国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について同保険料の納付が確認できないとの回答を受けた。

しかし、申立期間に係る私の国民年金保険料は、私の妻が結婚後の昭和52年11月ごろ一括して5万円から6万円を納付した記憶がある。このため当該期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和55年12月の時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は「私の妻が一括して納付した記憶がある。」と主張しているが、申立人の妻は同保険料の納付場所、納付額等についての記憶が曖昧であり、申立人が主張する同保険料の納付金額は、申立期間の実際の保険料額と大きく乖離している。

なお、申立人の妻が納付したと申立人が主張する金額については、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された昭和55年12月の時点で納付することが可能であって、かつ、実際に納付済みとなっている54年4月から55年3月の期間の過年度納付保険料額と、55年4月から同年9月までの期間の現年度納付保険料額の合計額とがほぼ一致していることから、申立人は、当該期間の保険料を、申立期間の保険料も含めて納付したものと誤認している可能性も考えられる。

このほか、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す確定申告書、家計簿等の関連資料は無く、ほかに申立期間について申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びにこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から2年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から2年9月まで

私は、社会保険事務所(当時)に自分の国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間については納付が確認できないとの回答をもらった。

しかし、私は平成3年11月に結婚した時に市役所で担当職員から「国民年金保険料の未納期間がある。」と言われたので、私の夫が私の国民年金の加入手続をし、未納分となっている私の保険料をまとめて納付した。その時に納付した金額が大きかったことから、納付したことをはっきりと記憶しているので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成4年10月の時点では、申立期間は時効により申立期間に係る国民年金保険料を納付することができず、加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は「私の夫が私の国民年金の加入手続をし、申立期間に係る国民年金保険料の納付を行った。」と主張しているが、申立人の夫は、申立人の国民年金加入の時期及び申立期間に係る保険料の納付金額及び納付場所などについての記憶が曖昧であるとともに、オンライン記録において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成4年10月の時点で納付が可能であった期間の国民年金保険料のみが過年度納付済みとなっていることから、申立人及び申立人の夫は、申立期間の保険料もすべて納付したものと誤認している可能性も考えられる。

さらに、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料の納付したことを示す確

定申告書、家計簿等の関連資料は無く、ほかに申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、社会保険事務所(当時)に自分の国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について納付が確認できないとの回答を受けた。

しかし、申立期間当時は知人である集金人が毎月定期的に私の店舗に国民年金保険料の集金に来ていたと記憶しているので、当該期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 52 年 2 月の時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続についての記憶が曖昧である上、申立人が所持する国民年金手帳の保険料納付記録欄には、申立期間の国民年金保険料が納付されたことを示す記載が無く、加えて、申立人が所持する同保険料の領収書は、申立期間以降の昭和 51 年度及び 52 年度分のみあることが確認できる。

さらに、申立人は「毎月 6,000 円の国民年金保険料を集金人に納付していた。」と述べているが、申立期間当時の同保険料の納付方法は、毎月ではなく 3 か月毎の納付である上、申立期間における実際の保険料額は、申立人が納付していたとする金額と大きく乖離している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す確定申告書、家計簿等の関連資料は無く、ほかに申立期間に申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 9 月 27 日から 56 年 3 月 31 日まで
② 昭和 60 年 11 月 19 日から 61 年 4 月 30 日まで
③ 昭和 61 年 7 月 16 日から同年 12 月 10 日まで
④ 昭和 62 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで
⑤ 昭和 63 年 3 月 1 日から同年 8 月 31 日まで
⑥ 昭和 63 年 11 月 1 日から平成元年 4 月 30 日まで

私は、A事業所において申立期間のとおり半年ほどの季節労働に計6回繰り返し従事してきた。同事業所で給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかはよく覚えていないが、申立期間のすべてについて厚生年金保険の加入記録が無いとされていることに納得がいかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所における雇用保険の加入記録及び同事業所から提出された従業員名簿によれば、申立人が申立期間①から⑥までにおいて同事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、A事業所の取締役及び求人担当者は「季節労働者については、雇用保険は加入させているが厚生年金保険には加入させておらず、雇用契約時にその旨を本人に説明している。」と証言している。また、オンライン記録によれば、同事業所が保管する従業員名簿に記載されている申立人が自身と同様に季節労働者であったとしている複数の同僚についても、申立人と同様に厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は申立期間②から⑥までについては生活保護を受給し、国民年金の法定免除期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険の被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 1 月 13 日から同年 10 月 1 日まで

私がA社B製作所C部D課E係に勤務していた昭和 19 年 1 月 13 日から 20 年 8 月 26 日までの期間のうち、申立期間の労働者年金保険の被保険者記録が無いことに納得がいかないので、労働者年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している昭和 19 年 1 月 13 日付けのA社B製作所から交付された身分証及び元同僚 2 人の証言から、申立人は、申立期間において同事業所に勤務していたものと推認される。

しかし、申立期間は昭和 17 年 6 月 1 日に施行された労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）の適用期間であり、同法では、工場、鉱山等で就労する男性の肉体労働者のみを適用対象としており、また、i) 申立人は「A社B製作所C部D課E係で治具・工具の設計の仕事をしていた。」と述べていること、ii) 前述の元同僚 2 人も「申立人はC部D課で設計業務を担当していた。」と証言していることから、申立期間当時、申立人は労働者年金保険の被保険者では無かったものと判断される。

さらに、社会保険事務所（当時）が保管する厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人及び申立人と同様に設計業務を行っていたと述べている同僚に係る「厚生年金保険被保険者台帳の記号番号」の欄に「改」の表示が確認できるが、この表示は、昭和 19 年 10 月 1 日の制度改正により労働者年金保険法が厚生年金保険法に改称され、被保険者の適用範囲が拡大されたことにより、新たに厚生年金保険の被保険者となったことを示すものであることから、A社B製作所は、申立期間当時、設計業務を行う申立人を労働者年金保険に加入させ

ていなかったことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、ほかに保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険の被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。